

大学院の単位互換による提携実現！

看護師の特定行為研修共通科目で佐久大学と協定締結式

放送大学大学院（千葉県千葉市）と佐久大学大学院（長野県佐久市）が、2018年度第1学期から単位互換による看護師の特定行為研修を実施するにあたり、2018年3月20日、佐久大学で協定締結式が行われました。

今回の協定締結により、佐久大学大学院の学生は、2018年第1学期から特別聴講学生として、放送大学大学院の看護師の特定行為研修共通科目を履修することができるようになります。また、放送大学は、当該学生に対して放送大学での履修を許可し、佐久大学大学院は、放送大学大学院で修得した単位を修了要件の単位として認定することが可能となります。

締結式には、放送大学学園の有川理事長、佐久学園の盛岡理事長ら関係者が出席し、それぞれ協定書に署名した後、看護師の特定行為研修を中心に地域医療の在り方について意見交換を行いました。

看護師が、医師が作成した手順書の範囲内で、患者の状況に応じて治療の必要性を判断し、気管チューブの調整や薬剤の投与量の調整などの一定の医療行為を行う「特定行為」を施すことができるようになるためには、厚生労働省が義務付けている研修を受講する必要があります。研修は全ての特定行為に共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに具体的に学ぶ「区分別科目」から成り立っており、放送大学では看護師特定行為修共通科目として、計8科目9単位の共通科目の「講義」と「演習」部分を提供しています。今回、佐久大学は、放送大学の共通科目を活用して大学院での学修を進め、地域のネットワークを生かして県内の病院で共通科目の「実習」および区分別科目の研修を行い、研修を完了するカリキュラムを編成しました。これにより、特定行為研修を修了した看護師が、県内の地域包括ケアのキーパーソンとして活躍することが期待され、長野県下でも注目されています。

放送大学は、厚生労働省の要請を受けて科目制作したこの共通科目を質の高い全国のスタンダードとして広く普及させることで、この制度に貢献することを目的としています。また、今回、大学院での単位互換による特定行為研修が可能となったことで、全国の看護系大学院との提携による制度普及をより一層推進できると期待しています。



前列左から佐久大学松下研究科長、盛岡理事長、放送大学有川理事長、池田副学長、後列左から、佐久大学堀内学長、放送大学田城教授・村上長野学習センター所長。